

令和5年

10月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年10月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年10月13日(金) 午後2時00分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(24名)

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員				6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員			
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員						
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員			
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員(5名)

5番	吉高祐二郎	委員	12番	池田 耕	委員	17番	佐藤 良	委員
18番	遠田 裕己	委員	27番	佐々木治人	委員			

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 佐藤輝一
調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第40号 農用地利用集積計画について

8 開 会

開 会
(午後2時00分 開会)

○村岡事務局長

皆様、ご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから令和5年10月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たりまして、五十嵐会長が挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっております。五十嵐会長、よろしく願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。

本日の欠席委員は、5番、吉高祐二郎委員、12番、池田耕委員、17番、佐藤良委員、18番、遠田裕己委員、27番、佐々木治人委員の5名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は議長にご一任願います。

議事録署名委員に、16番、飯塚将人委員、19番、石川渡委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について18件、2、農地法第5条届出書の受理について3件、3、農地の現況等に係る照会に対応する回答について1件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について6件、以上、28件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第38号 農地法第3条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、12ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

酒田43番、関の田と畑8筆を、相手方の要望、所有権移転です。10アール当たりの売買価格ですけれども、別紙資料をご覧ください。

酒田43番は10万円、畑は7万2,500円です。

続きまして、酒田44番、中野新田の田1筆、相手方の要望、所有権移転です。こちらも別紙をご覧ください。10アール当たりの売買価格が139万4,600円となっております。

こちらは、受け人が新規就農者となりますので、別紙資料6ページから8ページをご覧ください。6ページが就農エントリーシートで、中野新田の〇〇、77歳で、新庄から中野新田に移住された方になります。今回、自宅に隣接する、登記地目が田、現況は畑の588平米を所有権移転です。

営農作物ですけれども、大豆、ネギ、ジャガイモを予定しているということで、労働力としましては、〇〇ご本人とお子さんの2人で従事するということですので、よろしく願います。

8ページをご覧ください。農地利用についての確認書で、農地利用の要件等を確認いただいた上で署名をいただいております。

酒田44番につきましては以上です。

酒田45番、宮内の畑1筆、相手方の要望、所有権移転です。10アール当たりの売買価格が6万3,300円となっております。

続きまして、松山地区、よろしく願います。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山地区です。

松山5番、泉町の〇〇から、檜橋の〇〇へ、申請事由は相手側の要望による売買です。

中北目と小見の田、合計9筆となっております。

売買価格は別紙資料1ページをご覧くださいまして、松山5番、10アール当たり、田んぼが13万2,786円となっております。こちらは、総額230万円からの割り返しとなります。

また、当該農地は青地、受け手は認定農業者ではございますが、売買価格が低いため、農地法第3条の申請となったものです。

以上、松山の報告を終わります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
10月5日に第1班による農地調査委員会を行っております。
議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
初めに、酒田44番は新規就農の案件ですので、地元農業委員より現地調査の結果を説明お願いいたします。
中平田地区、25番、尾形大介委員。どうぞお願いいたします。

○25番 尾形大介委員
25番、尾形です。
酒田44番について現地確認を行いました。場所は中野新田集落の西側に位置し、受け人の自宅に隣接する、宅地と一体化している状況の畑の農地です。受け人は営農意欲もあり、不在地主となっている農地を適切に管理できると思われまますので、許可は妥当だと思います。よろしくご審議お願いします。

○五十嵐直太郎 議長
大変ご苦労さまでした。
それでは、酒田44番以外の議案について、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など、補足的説明があればお願いいたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ございませんか。
どうぞ。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第38号については許可決定といたします。

◎議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第39号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

13ページをご覧ください。

酒田13番、広野の畑1筆、転用事由が住宅敷地、所有権移転です。農地区分は2種農地と判断しております。許可基準が、日常生活上必要な施設で集落に接続ということで許可可能と判断しております。

別紙資料をご覧ください。

10アール当たりの売買価格が313万3,000円です。

図面をご覧ください。

2ページ、3ページになります。

広野地区の下通集落で、下通集落の中を走っている市道の東側になります。申請地の南側に隣接する建物が受け人の実家です。

続きまして、酒田14番、大多新田の畑1筆、転用事由が住宅敷地で、所有権移転です。こちらも農地区分が2種農地と判断しております。許可基準は、日常生活上必要な施設で集落に接続で許可可能と判断しております。

別紙資料をご覧ください。

10アール当たりの売買価格が酒田14番、1,689万2,000円です。

図面が4ページ、5ページになります。

中平田地区の大多新田集落になります。大多新田集落の中を走る市道の南側に位置しております。スライドを準備していますのでご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見報告といたします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田13番の現地調査の結果を、私より報告させていただきます。

10番、五十嵐です。

去る10月2日、事務局と共に現地調査をしてまいりました。住宅地の中にありまして、実家がすぐ隣ということで、先ほど述べました人口減少にならなくてよかったなと思っております。何も問題ありませんので、皆さんのご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

それでは、続きまして、酒田14番の現地報告を、25番、尾形大介委員より報告願います。

○25番 尾形大介委員

25番、尾形です。

酒田14番について、10月2日に事務局と一緒に現地確認を行いました。大多新田集落内の市道に隣接する畑で、周辺の農地への影響はなく、住宅敷地として大きさも適正であると思われま

す。中平田地区も人口減少の中、人口が増えてよいのではないかと思います。許可には支障がないもの

と思われまので、ご審議よろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎

議長 ご苦勞さまでした。
それでは、これより質疑に入ります。
何かご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。
何か質問ございませぬか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打切ります。
採決に入ります。
議第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることに異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第39号については、許可決定といたします。

◎議第40号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第40号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願ひます。

○村岡事務局長

議第40号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転2件、(2)所有権の移転(同時設定の特例)1件、(3)利用権の設定12件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、14ページをご覧ください。
今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元の農業委員から、あらかじめ確認していただいております。
それでは、1、一般事業、所有権移転です。
公告予定年月日は、令和5年10月17日です。
本楯1番、大豊田の田2筆、10アール当たりの単価が60万円、総額152万9,400円です。移転時期、支払い時期ともに令和5年10月31日。譲受人の方は、認定農業者となっております。
続きまして、東平田2番、北沢の田1筆、10アール当たりの単価が55万円、総額10万650円。移転の時期、支払い時期はともに令和5年10月31日です。譲受人の方は、認定農業者となっております。
こちらの案件は、譲受人が佐藤秀之委員ですので、議事参与の制限の案件となります。
続きまして、一般事業、所有権の移転(同時設定の特例)です。
こちらも公告予定年月日は、令和5年10月17日となっております。
初めに、所有権移転の部分、西荒瀬1番、穂積の田1筆、10アール当たりの単価が68万3,280円、総額が85万円。移転の時期、支払い時期はともに令和5年10月31日で、譲受人は法人の構成員となっております。
続きまして、利用権の設定の部分ですけれども、同じく、穂積の田1筆です。1万円の2年、新規

設定となります。この2年ですけれども、ほかの契約と終期を合わせるために、2年になっております。

続きまして、一般事業の利用権の設定。

公告予定が、令和5年10月17日です。

南遊佐8番、1万5,000円、10年更新です。

東平田4番、5番、関連で、同じ借受人の方になります。

東平田4番、1万円の7年更新です。

東平田5番、8,000円と1万円の7年の更新です。

中平田13番、1万円の1年の更新です。

中平田14番、1万円の10年の更新です。

新堀6番、1万円の10年の更新です。

広野23番、1万円の10年の更新です。

袖浦9番、1万円の10年の更新です。

松山地区、お願いします。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山地区です。

松山40番、飛鳥の〇〇から、飛鳥の〇〇へ、8,000円、20年更新となります。

以上、松山の報告となります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田地区です。

平田49番、ゼロ円、10年の更新です。

平田50番、賃借料1万円、20年の更新です。

平田51番、賃借料1万円、10年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第40号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

15番、佐藤秀之委員に該当する案件がありますので、この計画案を先に審議します。

15番、佐藤秀之委員に退席を求め、暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時42分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

議案書14ページ、所有権の移転、東平田2番の議事参与の制限の案件について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

東平田2番の議事参与の制限の計画案についてを決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、東平田2番の議事参与の制限の計画案については、計画決定といたします。

ここで、15番、佐藤秀之委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午後2時43分 休憩

午後2時43分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議いたします。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第40号、これまで計画決定した議事参与の制限以外の議案について、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について計画決定といたします。

以上により、議第40号については全て計画決定となりました。

◎閉会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和5年10月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後2時45分 閉会